



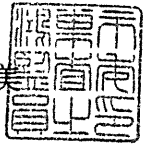
鴻 監 第 5 号

令和 8 年 4 月 7 日

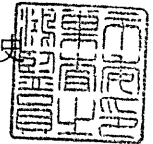
鴻 巢 市 長 並 木 正 年 様

鴻 巢 市 議 会 議 長 橋 本 稔 様

鴻 巢 市 監 査 委 員 夏 目 眞 由 美



鴻 巢 市 監 査 委 員 小 泉 晋 史



財政援助団体等監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 基準に準拠している旨

監査委員は、鴻巣市監査基準（令和2年3月23日監査委員決定）に準拠して監査を行った。

2 監査の対象

- (1) 対象団体 鴻巣フラワーセンター株式会社
- (2) 所管部局 環境経済部農政課
- (3) 関連対象施設 鴻巣フラワーセンター

3 監査の期日 令和8年3月27日（金）

4 監査の着眼点及び主な実施内容

監査にあたっては、出資に係る事業運営が設立目的に沿って行われているか、令和6年度の出納その他の経理事務の執行が適正に行われているかに主眼を置き、農政課職員及び鴻巣フラワーセンター株式会社職員

から説明を聴取するとともに、関係諸帳簿及び証書類の抽出による調査を実施した。

5 監査対象の概要（令和8年2月1日現在）

鴻巣フラワーセンター株式会社は、本市農業の基幹作物である花きの生産振興を図るとともに、生産地の優位性を生かした大規模な流通拠点の整備のため、花き卸売市場施設の賃貸業務、花きの生産・加工及び流通に係る情報の収集・広報業務、花きの生産振興及び花きに関する消費者への啓発業務等を行うことを目的として、平成11年12月27日に設立された。

組織体制は代表取締役1名、専務取締役1名、取締役4名、監査役2名、職員2名をもって構成され、事務所の所在地は鴻巣市寺谷125番地に置いている。

当法人は、鴻巣市から184,000,000円の出資を受けている。

6 監査の結果

(1) 農政課

鴻巣フラワーセンター株式会社に対する経営状況の把握及び指導監督等について所管部署としての課題が見受けられた。鴻巣フラワーセンター株式会社の経営基盤の安定のため、適切な情報交換等を行うとともに、連携して市場の利用促進を図っていただきたい。

(2) 鴻巣フラワーセンター株式会社

事業は定款に定めた目的に沿って運営されており、おおむね適正に処理されていたが、一部の出納その他経理事務において課題もあった。

今後においても、経営基盤の安定のための情報収集等を行い、設立目的に沿った事業を積極的に展開し、設立目的を達成されるよう事務の執行に努められたい。